第十五条第１項中「第７項」を「第８項」に、同条第11項第１号中「補足第13改訂版」を「補足第14改訂版」に、同条第13項中「協定規則第13H号の技術的な要件（同規則補足第16改訂版の規則5.及び6.に限る。）」を「協定規則第13H号の技術的な要件（同規則改訂版の規則5.及び6.に限る。）」に、「協定規則第13H号の技術的な要件（同規則補足第16改訂版附則６に限る。）」を「協定規則第13H号の技術的な要件（同規則改訂版附則６に限る。）」に、「協定規則第13H号の技術的な要件（同規則補足第16改訂版附則９Ａに限る。）」を「協定規則第140号の技術的な要件（同規則の規則5.、6.及び7.に限る。）」に、「協定規則第13H号の技術的な要件（同規則補足第16改訂版附則９Ｂに限る。）」を「協定規則第139号の技術的な要件（同規則の規則5.、6.及び7.に限る。）」に、同条第四項中「補足第２改訂版」を「補足第３改訂版」に、同条第六項中「補足第13改訂版」を「補足第14改訂版」に改め、同条に次の１項を加える。

８　協定規則第121号の技術的な要件又は協定規則第60号の技術的な要件が適用される自動車のテルテール（第168条の表２の識別対象装置欄又は同条の表４の識別対象装置欄に掲げるテルテールのうち、制動装置及びアンチロックブレーキシステムに係るものに限る。）が異常を示す点灯をしていないものでなければならない。

第十五条の11第11項中「補足第13改訂版」を「補足第14改訂版」に、同条第13項中「補足第16改訂版」を「改訂版」に改める。

第十六条第11項中「補足第13改訂版」を「補足第14改訂版」に改める。

第十八条第11項第１号中「同規則」を「同規則改訂版」に、「規則８」を「規則8.」に、同項第13号中「この限りでない。」を「別添17「衝突時等における燃料漏れ防止の技術基準」（同別添3.2.に限る。）に適合することを要しない。」に改める。

第11十条第13項第１号イ⑷中「補足改訂版」を「補足第２改訂版」に改め、同号ロ⑷中「であって、協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足改訂版の規則7.1.1.2.に限る。）に適合するもの」を削り、同項第11号を次のように改める。

二　圧縮水素ガスを燃料とする自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。以下この号において同じ。）に備える燃料装置にあっては、次に掲げる基準に適合すること。ただし、前号イ⑷又はロ⑷に掲げる基準に適合するガス容器を備える自動車にあっては、ロに掲げるものを除く。

イ　協定規則第134号の技術的な要件（同規則補足第２改訂版の規則7.1.1.1.、7.1.1.3.から7.1.6.までに限る。）に定める基準に適合すること。

ロ　容器附属品は、各ガス容器に直接取り付けられていること。

第11十条第四項第１号中「同規則の附則３」を「同規則改訂版の附則３」に、「又は」を「及び」に、「補足改訂版」を「補足第２改訂版」に改め、同項第11号中「乗車定員11人以上の自動車」の下に「及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車」を、「車両総重量が2.8ｔを超える自動車」の下に「及びその形状が当該自動車の形状に類する自動車」を加え、「同規則補足改訂版」を「同規則補足第２改訂版」に、同項第11号及び第四号中「同規則補足改訂版」を「同規則補足第２改訂版」に改める。

第11十１条第四項第１号中「同規則」を「同規則改訂版」に改める。

第11十11条第六項中「同規則」を「同規則改訂版」に改め、同条第十六項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項の次に次の１項を加える。

15　協定規則第121号の技術的な要件が適用される自動車のテルテール（第168条の表２の識別対象装置欄に掲げるテルテールのうち、前方のエアバッグ及び側方のエアバッグに係るものに限る。）が異常を示す点灯をしているものは、第８項から第11項までの基準に適合しないものとする。

第11十六条第１項第11号中「着席時にその長さが850㎜以上ある場合においては、」を「着席時にこれらの長さが850㎜以上である場合又はこれらの座席が協定規則第17号の技術的な要件（同規則第８改訂版補足第３改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合する場合にあっては、」に、同条第11項中「補足第４改訂版」を「改訂版」に改める。

第11十八条第１項第11号中「またがり式座席」の下に「、保安基準第22条の３第１項及び第４項に規定する座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備える座席（乗車定員10人以上の旅客自動車運送事業用自動車に備えるものを除く。）並びに」を加える。

第11十条中「同規則第６改訂版補足第６改訂版」を「同規則第６改訂版補足第７改訂版」に、「同規則第７改訂版補足第６改訂版」を「同規則第７改訂版補足第７改訂版」に改める。

第11十11条第１項中「同規則第７改訂版補足第６改訂版」を「同規則第７改訂版補足第７改訂版」に、同条第11項中「同規則補足第４改訂版」を「同規則改訂版」に改める。

第11十五条第１項中「同規則第４改訂版」の下に「補足改訂版」を加える。

第四十条第１項第四号中「補足第４改訂版」を「補足第５改訂版」に改める。

第四十11条中「協定規則第113号の技術的な要件（同規則改訂版補足第５改訂版」を「協定規則第113号の技術的な要件（同規則改訂版補足第６改訂版」に、「協定規則第113号改訂版補足第５改訂版」を「協定規則第113号改訂版補足第６改訂版」に改める。

第六十１条の11第11項中「別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準」を「二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車にあっては別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準とし、二輪自動車及び側車付二輪自動車にあっては別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準」に改める。

第八十１条第１項第六号ハ中「同規則第４改訂版補足第10改訂版」を「同規則第４改訂版補足第11改訂版」に改める。

第八十八条第１項に次の１号を加える。

二十　協定規則第121号の技術的な要件又は協定規則第60号の技術的な要件が適用される自動車のテルテール（第168条の表２の識別対象装置欄又は同条の表４の識別対象装置欄に掲げるテルテールのうち、原動機に係るものに限る。）が異常を示す点灯をしているもの。

第八十九条第五項中「（二輪自動車」を「（車両総重量3.5ｔを超える自動車、二輪自動車」に、「協定規則第64号」を「協定規則第141号」に改める。

第九十１条第11項中「補足第４改訂版」を「補足第５改訂版」に改め、同条に次の１項を加える。

6　協定規則第121号の技術的な要件が適用される自動車のテルテール（第168条の表２の識別対象装置欄に掲げるテルテールのうち、前方のエアバッグに係るものに限る。）が異常を示す点灯をしているものは、第４項の基準に適合しないものとする。

第九十11条第１項中「第８項」を「第９項」に、同条第11項第１号中「補足第13改訂版」を「補足第14改訂版」に、同条第13項中「協定規則第13H号の技術的な要件（同規則補足第16改訂版の規則5.及び6.に限る。）」を「協定規則第13H号の技術的な要件（同規則改訂版の規則5.及び6.に限る。）」に、「協定規則第13H号の技術的な要件（同規則補足第16改訂版附則６に限る。）」を「協定規則第13H号の技術的な要件（同規則改訂版附則６に限る。）」に、「協定規則第13H号の技術的な要件（同規則補足第16改訂版附則９Ａに限る。）」を「協定規則第140号の技術的な要件（同規則の規則5.、6.及び7.に限る。）」に、「協定規則第13H号の技術的な要件（同規則補足第16改訂版附則９Ｂに限る。）」を「協定規則第139号の技術的な要件（同規則の規則5.、6.及び7.に限る。）」に改め、同項に次の11号を加える。

一　指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置

二　法第75条の２第１項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置

三　法第75条の３第１項の規定に基づき制動装置について型式の指定を受けた自動車に備える制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置